平成２３年（フ）第３２２号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目９番27号　サニーコーポ202
破産者　茂木　　清
１　破産債権の届出期間　平成23年８月31日まで
２　一般調査期日　平成23年９月21日午後２時20分
平成23年７月27日
さいたま地方裁判所川越支部

債権者集会招集

平成２３年（フ）第４８０号
大阪府岸和田市土生町2290番地の１
破産者　有限会社輝泉折込広告サービス
１　期日　平成23年９月20日午後２時
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第７６９号
愛知県豊田市吉原町鶴喰６番地　ハウスリヴェール102号、開始決定時の住所愛知県岡崎市北野町字西山畔40番地１　リバブル北野704
破産者　糸数　勝明
１　期日　平成23年10月３日午後４時10分
２　会議の目的　破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成１７年（フ）第３８２６号
堺市南区槇塚台２丁27番６号
破産者　新熊　憲三
１　期日　平成23年９月20日午前11時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第４８１号
大阪府岸和田市荒木町１丁目21番３号　アネックス岸和田302号、開始決定時の住所大阪府岸和田市荒木町２丁目12番39号
破産者　柿花　正泰
１　期日　平成23年９月20日午後２時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

平成２０年（フ）第１７８号
大阪市中央区東心斎橋１丁目17番28号
破産者　株式会社エヌアイエス
１　期日　平成23年９月21日午後４時
２　会議の目的　破産手続廃止に関する意見の聴取、破産管財人の任務終了による計算の報告
平成23年７月27日
大阪地方裁判所第６民事部

免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２３年（フ）第２０１号
徳島県三好市山城町下川598番地４
破産者　喜多　朱美
免責意見申述期間　平成23年９月28日まで
平成23年７月27日　　徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第６８２７号
東京都大田区北千束１丁目８―17
破産者　楠井　敬治
免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
平成23年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第６８２８号
東京都大田区北千束１丁目８―17
破産者　楠井　初枝
免責意見申述期間　平成23年11月１日まで
平成23年７月27日
東京地方裁判所民事第20部

免責許可決定確定

平成２２年（フ）第１１号（東京高等裁判所平成２２年（ラ）第１６８１号）
横浜市旭区西川島町63―４　瀬下方
破産者（抗告人）　依田　秀浩
１　主文　原決定を取り消す。
破産者について免責を許可する。
２　決定確定日　平成23年７月５日
長野地方裁判所佐久支部

特別清算終結

平成２２年（ヒ）第２０６３号
東京都新宿区新宿３丁目26番10号
清算株式会社　株式会社さくらや
１　決定年月日　平成23年７月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
東京地方裁判所民事第８部

平成２３年（ヒ）第２号
山梨県南巨摩郡身延町門野202番地
清算株式会社　大城開発株式会社
１　決定年月日　平成23年７月27日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
甲府地方裁判所

平成２３年（ヒ）第３００３号
大阪市東住吉区今林１丁目２番68号大阪市中央卸売市場東部市場内
清算株式会社　株式会社大辰水産
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（ヒ）第２号
長崎県雲仙市小浜町雲仙320番地
清算株式会社　株式会社ユー・エム・ティー
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所島原支部

平成２３年（ヒ）第３号
長崎県雲仙市小浜町雲仙320番地
清算株式会社　株式会社エム・アール
１　決定年月日　平成23年７月26日
２　主文　本件特別清算手続を終結する。
長崎地方裁判所島原支部

監 督 命 令

平成２３年（再）第１５号
大阪市生野区巽南２丁目３番18号
再生債務者　ダイユー食品株式会社
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　大阪府大阪市中央区北浜２丁目１番３号　北浜清友会館ビルディング３階　福田法律事務所　弁護士　福田あやこ
３　監督委員の同意を得なければ再生債務者がすることができない行為として、次のものを指定する。
⑴　再生計画認否の決定までにする場合における次の行為（常務に当たるものを除く。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立てを除く。）
イ　無償の債務負担行為又は権利の放棄
ウ　財産の譲受け
エ　借財、手形割引又は保証
オ　民事再生法49条１項の規定による契約の解除
カ　訴えの提起及び民事保全、調停、支払督促その他これらに準ずるものの申立て並びにこれらの取下げ
キ　和解及び仲裁合意
ク　取戻権、共益債権及び一般優先債権の承認
ケ　別除権の目的である財産の受戻し
⑵　再生計画認可の決定後にする場合における次の行為
ア　重要な財産の処分及び譲受け
イ　多額の借財
⑶　再生手続廃止又は再生計画不認可の決定後にする場合における次の行為（常務に当たるものも含む。）
ア　再生債務者の財産に係る権利の譲渡、担保権の設定、賃貸その他一切の処分（債権の取立ても含む。）
イ　⑴のイからケまでに掲げる行為
平成23年７月25日
大阪地方裁判所第６民事部

資本の減少等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２３年（再）第３号
宮崎県日南市北郷町郷之原乙504番地１
再生債務者　株式会社ロビンフッド
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　減少すべき資本の額　金9,500万円
２　資本減少の方法　額面金額500円の発行済株式総数19万株全部は、新株式の払込期日に払込みがあったときにおいて当該払込期日の翌日をもって無償消却する。
平成23年７月22日　　宮崎地方裁判所民事部

再生計画認可

平成２２年（再）第１号
川崎市川崎区新川通５―10
再生債務者　テスコジャパン株式会社
１　主文　本件再生計画を認可する。
２　理由の要旨　債権者集会で可決された本件再生計画には、民事再生法174条２項各号に該当する事由はない。
平成23年７月26日　横浜地方裁判所川崎支部